

公共図書館の障がい者サービスにおける資料の配送について考える

－郵送・宅配サービスを中心に－

About the Delivery of the Document in the Person with a Disability Service of the Public Library : Focusing on Mailing and Delivery Service

近藤 友子†

KONDO Tomoko †

抄録 公共図書館は誰もが利用しやすい身近な図書館であると言えるが、さまざまな理由により図書館の利用が困難な人たちもいる。心身の障がいによる来館の制限や、心理的要因による来館の難しさを抱える人など、多くの利用困難者が存在する。こうした中で公共図書館は利用者拡大のために、図書館側からの積極的な関わりとして、郵送による資料の貸出や宅配サービスによる資料の提供などを行っている。

本稿では郵送サービスや宅配サービスから公共図書館における障がい者サービスと郵便制度との関わり、利用対象や利用資料等について整理する。また宅配サービスの在り方や意義、役割、課題などを考えていくことで図書館資料の提供サービスについて考察する。

キーワード 障がい者サービス、郵送サービス、宅配サービス

Keywords Person with a disability service, Mailing service, Delivery service

1. はじめに

日本の公共図書館における障がい者サービスは視覚障がい者への利用者サービスを中心として発展してきたといえる。また 2016 年 4 月から施行された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以後「障害者差別解消法」と略す）により、社会において障がいを理由とする差別の解消の推進が明確となってきたことにより、公共図書館などでは特に聴覚障がいや発達障がいなどの様々な障がいについて考える機会が増してきている。公共図書館の障がい者サービスでは視覚障がい者に点字資料の貸出やカセットテープなどの音声資料の貸出、対面朗読の実施などを行っている。情報技術の発達により DAISY 方式で製作されたデジタル資料の活用や、ホームページを音声で読み上げる機能や文字の大きさ変更が可能であるなどの取り組みが見られる。

†広島女学院大学

本稿では障がい者サービスにおける資料提供に関する点に着目し、その意義や役割などと共に問題点や課題について考察する。特に資料提供における資料の配送に伴う問題として、郵便制度や宅配サービスについて整理、確認することで考えを深めていきたい。尚、本稿で取り上げる公共図書館の障がい者サービスでは“害”の字をひらがな表記で表している。これに統一する形で本稿の文章内では“害”の字をひらがなで表記する。但し法令や固有名詞の定まった表記についてはそのままの表記を使用する。

2. 障がい者サービスにおける資料利用とは

公共図書館の障がい者サービスにおいて利用される資料の図書と雑誌は墨字(印刷された文字による資料)だけではない場合が多い。各利用者の利用可能な状態に変換して提供される。ここでは点字資料と音声資料の概要、特徴、対象者などにつ

いてみていく。

2.1 点字資料

先にも述べたように公共図書館における障がい者サービスは視覚障がい者を対象者としたものが多い。視覚障がい者向けの資料として主としてあげられるものに点字資料がある。点字資料は点字図書と点字雑誌に分けられる。子ども向けの点字の絵本もある。点字絵本は絵本に透明な点字シールを貼ったものなどがある。これらはいずれも6つの点を用いた点字の組み合わせによる文字により製作された資料であり、指による触読で読書をする資料である。晴眼者が墨字の資料を目で読む読書のように、指を用いて読みたいものを自分のペースで読むことができる。しかし指で点字を読み、理解できる感覚が必要とされるものであり、中途失明者などにとっては指での読書は難しいものといえる。そのため点字資料を利用する人たちは限られてくると言え、そのかわりに音声による資料の活用が考えられる。

2.2 音声資料

音声の資料には録音資料とデジタル資料があり、それぞれに図書と雑誌がある。録音資料の初期の製作段階である1970年代においては主にオープンリールを用いて製作されていたが、やがてカセットテープがその主流となっていく。カセットテープは60分、90分などが主に使用されているが、読みたいところを探しにくい、テープの巻き戻しがある、両面を視聴するには片面終了後にテープをひっくり返す必要があるなどの問題点がある。また録音内容が長い場合は、テープの本数が何本にもわたり、保管についても考える必要がある。また何度も再生して視聴するとテープが弱るなど、様々な問題を持っている。

こうした問題点は情報技術の進展により、デジタル技術を用いてデジタル資料の製作へと発展していった。デジタル資料はCDの形態でコンパクトであり、1枚に約50時間程度の記録ができる。これにより資料点数が少ないのですみ、保管の問題も改善できる。繰り返し再生することでテープが弱るような点はないが、資料の扱いには気をつけたい。

国際標準規格であるDAISY(Digital

Accessible Information System)方式を用いて作られたDAISY資料も製作されており、DAISY図書として貸出されることが多い。例えば表1の調布市立図書館の録音図書の貸出タイトル数を参考に見てみると、近年はテープ図書・雑誌の貸出数が減少傾向であることが見て取れる。またテープ図書・雑誌よりもDAISY図書・雑誌の貸出数が多いことがわかる。

表1. 調布市立図書館 録音図書 貸出タイトル数の推移^{注1)}

	平成 22年 度	平成 23年 度	平成 24年 度	平成 25年 度	平成 26年 度
テープ 図書・雑 誌	1,663	887	572	336	109
DAISY 図書・雑 誌	5,779	5,968	5,298	5,729	5,350

DAISY資料には「音声DAISY」、「マルチメディアDAISY」、「テキストDAISY」がある。「音声DAISY」は音声と目次情報でできているDAISYであり、一般的によく活用されており、郵送による資料提供が多い。現在ではインターネットからデータをダウンロードできるものもあり、音声DAISYの活用は幅広いといえる。

「マルチメディアDAISY」は音声とテキストデータが同期(シンクロ)して再生できる。また近年は動画も再生できるようになり、発達障がいや学習障がいの人たちにとって有効な資料であると考えられる。そのため教科書などの運用が進められている。

「テキストDAISY」はテキスト(文字)のみのDAISYであり、テキストデータがあればすぐに製作できるため、パソコンの合成音声を組み合わせることで読み上げの活用ができるが、日本語は漢字仮名交じり文が多いため使用しづらい。こうした違いを知り、上手く使い分けていくことが望まれる。

3. 図書館利用が困難な人への資料配送サービス

ここでは大阪市立中央図書館の障がい者サービスと調布市立図書館のハンディキャップサービスを取り上げる。

3.1 大阪市立中央図書館の障がい者サービス

図書館の利用が困難な人とはどのような状態である人を指すのであろうか。大阪市立中央図書館の障がい者サービスを参考に見ていく。

大阪市立中央図書館の障がい者サービスでは、対面朗読の実施、録音資料の製作や提供など活発な活動を行っている。障がい者サービスのホームページ上では「図書館の利用に障がいのある人々に対し、様々なサービスを行っています。利用は無料です。」¹⁾と書かれており、利用サービスが無料で受けられることがわかる。また「身体的な障がいのため、思うように図書館の利用ができないという方々に対して、少しでも快適に利用していただくために、いろいろなサービスを行っています。」²⁾とあり、身体的な障がいをもつ人への利用を呼びかけている。サービスを受けるにあたっての具体的な点について大阪市内・八尾市内の居住者、通勤通学者という限定のうえで「身体障がい者手帳・療育手帳をお持ちの方、有効期間内の精神障がい者保険福祉手帳をお持ちの方 介護保険の認定を受けている方、発達障がいの認定を受けている方、支援学校に在学している方、または特別支援教育を受けている方」³⁾などのように身体的のみならず精神的及び介護の範疇まで含んだ広い対象者を考えている。

表2 大阪市立中央図書館 障がい者サービス
「郵送による貸出サービス」について^{注2)}

制度	制度の名称	郵送できる資料	料金負担者	利用対象者	資料内容
郵便	心身障害者用ゆうメール	図書・雑誌	図書館	視覚障がい1・2級、肢体障がい1・2級、内部障がい1～3級程度	貸出可能な図書・雑誌、大活字本、布の本(AV資料除く)

郵便	点字郵便	点字資料	無料取扱	視覚障がい1～6級	点字図書・雑誌、点字つき絵本(点訳絵本)、さわる絵本
郵便	特定録音物等郵便	録音資料	無料取扱	視覚障がい1～6級	カセットテープ、CD、DAISY

この図書館では音訳資料の取り寄せや郵送による貸出サービスを無料で提供している。重度の身体障がいにより来館できない方に対して、日本郵便の制度(第4種郵便・心身障害者ゆうメール)を活用して自宅等まで資料の貸出と返送を行っている。この表2から対象者の障がいの程度(等級)や扱う資料などがわかると共に、資料の配送に用いている郵便の制度が確認できる。「心身障害者ゆうメール」の利用は図書館の負担である。「特定録音物等郵便」と「点字郵便・特定録音物等郵便」については、郵便制度として無料扱いであり図書館も利用者にも料金の負担はない。

3.2 調布市立図書館のハンディキャップサービス

大阪市立中央図書館の障がい者サービスにおいては様々なサービスが展開されていることがわかった。これと比較するために、調布市立図書館のサービスも取り上げていく。

調布市立図書館では障がい者サービスではなく“ハンディキャップサービス”という名称が使われている。調布市立図書館のハンディキャップサービスは1970年代後半からはじめられている。「昭和50(1975)年4月に『朗読奉仕の会』という団体が発足したのを受け、翌年4月に録音図書の貸出しを行ったのが始まりでした。昭和53年に対面朗読を開始し、昭和54年4月に『ハンディキャップサービス研究会』というサービス検討のための職員グループができました。」⁴⁾という説明があり、録音図書を始めとして徐々にサービスの幅を広げてきている図書館である。またハンディキャップサービスを特別なサービスと捉えるのではなく、「図書館を利用するのに障がいになっているものを取り除いて「誰でも図書館を利用できる」ようサポートし「誰でも当たり前」に図書

館を使える」ようにするのが仕事だと考えています。」⁵⁾とある。読書困難者への資料の作成や貸出、図書館への来館困難者へ資料の宅配サービスを実施するなど活発な活動が見られる図書館であり、大阪市立中央図書館と比較することで資料配送サービスについての考察を深めたい。

調布市立図書館のハンディキャップサービスを利用できるのは、調布市内の在住、在勤、在学者とホームページ上に記載されている。通常の印刷文字による読書が困難な方へのサービスとして、資料を点字や音声などに変換するサービスや、録音図書・雑誌の貸出、録音図書の作成などを行っており、カセットテープや DAISY 資料などの音声資料の活用もみられる。ハンディキャップサービスは読書困難者や図書館への来館困難者、図書館利用に障がいのある方へのサービスとのことでありその対象者は幅広く、大活字本やマルチメディア DAISY の貸出について広報されている。

こうした中で来館が困難な方への図書の宅配サービスも行われており、資料を利用者の手元に届けたいという積極的な活動が感じられる。調布市立図書館のハンディキャップサービスのホームページ上の説明を基に郵送、宅配サービスに関するものを表 2 にまとめた。

表 3 調布市立図書館 ハンディキャップサービスによる提供サービス^{注3)}

制度	料金	対象者	提供資料	提供サービス
郵便	無料	通常の印刷文字による読書が困難な方	点字資料、録音図書(カセットテープ、DAISY)、録音雑誌	点字資料の貸出(取り寄せ含)・作成、録音図書・雑誌の貸出(取り寄せ含)、録音図書(カセットテープ、DAISY)の作成、点字・音声への変換、文字拡大、広報誌等の提供

宅配	無料 (調布市内のみ)	市内在住の心身の障がい、高齢、病氣、出産、介護などのため来館が困難な方	一般資料、大活字本、録音資料、布の絵本	図書(一般資料、大活字本、録音資料、布の絵本など)の貸出
----	----------------	-------------------------------------	---------------------	------------------------------

表 3 の宅配サービスの対象者や提供資料、サービスなどから、このハンディキャップサービスは心身及び精神に障がいをもつ人だけではなく、高齢や出産、介護等による要因により図書館利用に困難をきたす人もその対象範囲に含めていることがわかる。図書館への来館困難が原因となり図書館利用から遠のくのではなく、物理的な距離としての来館困難よりも、図書館の存在から離れることを防ぐために資料の配送を用いているのではないかと考えられる。物理的及び精神的な距離感を埋めるために、図書館資料の活用は欠かせない要素である。そのためには郵送もしくは宅配により、利用者の手元に資料を届けることが重要不可欠な要因となるが、資料送付の料金については考えていくべき点であろう。

調布市立図書館では「郵送には心身障害者用ゆうメールの制度を利用」⁶⁾とのことであり、郵送に関しては何らかの心身における障がいをもっていることが利用の条件と考えられる。表 2 においても郵送の対象者は「通常の印刷文字による読書が困難な方」とあるように、何らかの障がいをもつ人との表現となっている。調布市立図書館の宅配については次のように引用で示す。

図書館宅配協力員(市民の登録ボランティア)が届けます。図書館が利用者と図書館協力員の日程調整を行っています。・・・(略)・・・宅配は玄関先までとし、家の中へはあがりません。本は宅配バッグに入れ、ファスナーを閉めて宅配協力員へ渡し、返却するときも宅配バッグに入れて返してもらうことで、個人の読書の秘密を守るよう配慮しています⁷⁾。

このように宅配サービスで本を届けるのは図書館宅配協力員である。そのために宅配バッグのファスナーを閉めるなど、個人の読書の秘密への配慮を行っている点が図書館側の努力として窺える。

宅配サービスを行うためには図書館宅配協力員の協力と図書館員の連携が欠かせないが、宅配のための協力員の力を活用することで、宅配にかかる経費の負担が抑えられるのではないだろうか。

しかし宅配協力員を養成するための費用や日数、また定期的な研修などを考慮すると、図書館側の宅配サービスに対する意欲が感じ取れる。今後の動向に注目していきたい図書館サービスである。

4. 郵便制度と図書館サービス

前述の大阪市立中央図書館や調布市立図書館で資料の配送について、郵便制度の「心身障害者ゆうメール」、「点字郵便・特定録音物等郵便」、「特定録音物等郵便」が用いられていた。大阪市立中央図書館の場合は「心身障害者ゆうメール」を用いた場合の料金負担は“図書館”である。「点字郵便・特定録音物等郵便」、「特定録音物等郵便」については郵便制度において無料の取り扱いとなっており、図書館と利用者共に利用負担はかかっていない。図書館資料の配送に関わるこうした郵便制度について確認していきたい。

4.1 郵便制度と図書館資料の関わり

障がい者サービスでは、例えば視覚障がいの方へは点字資料や録音資料などに変換した資料の配送を行う。点字資料は点字の読み書きができる人のみ利用可能な資料であり、この点は点字の特質でもある。録音資料は音声データとして再生できれば多くの人が利用できるものではあるが、カセットテープや CD などの媒体に記録されており、再生用の機器が必要となる。このように障がいをもつ人への資料提供にあたっては何らかの変換や、再生のための機器などの準備必要となり、一般的な墨字の印刷物を利用するよりも時間や準備を要するが、障がい者サービスに関わる資料の配送は情報保障にも繋がり、郵便サービスの意義は大きい。

4.2 心身障害者ゆうメールと図書館資料

前述したように公共図書館の障がいサービスでは図書館資料を送る際に「心身障害者ゆうメール」や「点字郵便・特定録音物等郵便」、「特定録音物等郵便」などが利用されている。

この中で「心身障害者ゆうメール」は、その特徴として「障がいのある方の福祉の増進を図るために、当社^{注4)}に届け出た図書館と障がいのある方との間で図書の閲覧のために発受することが出来るサービスです。」⁸⁾とあり、利用料金が通常のゆうメール料金の半額となっている。また利用条件の(1)において「(1) 図書館法（昭和 25 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する図書館であって、当社に届け出たものと、身体に重度の障がいのある方又は知的障がいの程度が重い方との間で図書の閲覧のために発受するものに限りです。」⁹⁾との決まりがあり、障がいのある方の福祉増進の利用に重きがおかれている。

図書館法第 2 条第 1 項に規定する図書館が心身障害者ゆうメールを発受しようとするときは、届け出の書面に図書の閲覧業務に関する資料を添えて、その図書館の所在地の荷物の配達を受け持つ郵便局又はその郵便局の配達受持区域内にある郵便局であって支社が指定したものに差し出す必要がある。郵政民営化以前は「心身障害者用書籍小包」と呼ばれていた。その後 1976 年（昭和 51 年）1 月の「郵便法」及び「郵便規則」の改正で重度の身体障がい者を対象に実施され、1993 年（平成 5 年）12 月の「郵便規則」の改正で心身障がい者に拡大されるなど対象に変遷がみられる。こうした対象の変化は図書館側においては配送する資料の変化にも繋がる。対象者により必要とする資料の相違を捉えて、適切な送付方法を選択するには、図書館員は郵便制度を理解しておく必要があるだろう。

郵便制度と図書館の関わりは深いものであり、中山は郵便・宅配サービスについて「決して新しいサービスではなく、日本では障がい者に対するサービスの一環として取り組まれてきた。」¹⁰⁾と述べており、ここから 1957 年 4 月に秋田県立秋田図書館において墨字図書の郵送貸出¹¹⁾の実施がわかる。

4.3 障がい者サービスと「点字郵便」、「特定録音物等郵便」

障がい者サービスにおける郵送貸出では、点字資料や録音図書などは「点字郵便・特定録音物等郵便」の扱いにて郵便で送付される。点訳シールを貼った絵本やさわる絵本なども点字資料として点字郵便扱いとなる。郵送貸出では「第四種郵便に該当する視覚障がい者のための点字資料、特定録音物の送料は無料となる。」¹²⁾とある。第四種郵便物とは、日本郵便株式会社のホームページ上の説明によれば「次の郵便物で開封とするもの(略)は、第四種郵便物とします。」¹³⁾とあり、その中で「点字郵便物、特定録音物等郵便物」の記載が見られる。また郵便法の第 27 条の二において「盲人用点字のみを掲げたものを内容とするもの」¹⁴⁾とあり、三において「盲人用の録音物又は点字用紙を内容とする郵便物で」¹⁵⁾との記載があり、視覚障がいに関わる内容である。百科事典マイペディアの「第四種郵便物」についての解説によれば「国内通常郵便物の一つ。ある限定された特定の目的で国民の福祉増進に貢献するものを低料金で送達するためのもの。」¹⁶⁾とある。これにより先に例としてあげた大阪市立中央図書館では視覚障がいの方が利用する点字図書・雑誌、点字絵本の送付は点字郵便物として第 4 種郵便物にあたり無料となる。

また「特定録音物等郵便物」は、その発受にあたり日本郵便株式会社に届け出をしておく必要があるが、発受できる施設は社会福祉協議会や福祉活動に関わる団体など、図書館以外の施設の指定も多い。

4.4 「点字ゆうパック」、「聴覚障がい者用ゆうパック」

障がいのある方の福祉の増進を図る目的のもと心身障害者用ゆうメールの取り扱いはなされている。また点字郵便・特定録音物等郵便物も国民の福祉増進に貢献するものを低料金で送達できるように考えられている。これらの郵便物の取り扱いの他に「点字ゆうパック」と「聴覚障がい者用ゆうパック」があり、この制度も障がいのある方の福祉の増進を図るためのサービスとなっている。

大型の点字図書等を内容とする荷物及び日本郵便株式会社が指定する施設と聴覚障がいのある方との間でビデオテープ等の録画物を内容とするものを送付できる特徴をもつ。

聴覚障がい者用ゆうパックを発受できるのは、聴覚障がい者の福祉を増進することを目的とする施設として日本郵便株式会社の指定を受けた施設であり、指定を受けた施設と聴覚障がい者との間においてこのゆうパックの制度が利用できる。

利用条件として、点字ゆうパックにおいては「点字ゆうパック」の文字を外装の見やすい所に記載することや、聴覚障がい者用ゆうパックについても重量が 30Kg を超えないものなど、それぞれにいくつかの条件が定められている。

第四種郵便物の「特定録音物等郵便物」においては視覚障がいのある方にカセットテープや DAISY などの録音資料を無料で送付でき、「聴覚障がい者用ゆうパック」では聴覚障がいのある方に聴覚障害者用ビデオテープや DVD 等の録画物を割引料金で送ることができる。

このように日本の郵便制度の中には国民の福祉の増進を図る目的のものがみられるが、2003 年 4 月の郵便事業の公社化の際に点字郵便物を含む第 4 種郵便物の廃止が検討されるなど公共図書館等における図書館サービスに不安な要素が広まった。

これについては関係団体の働きかけにより若干かたちを変えつつ制度は存続されたが、郵便法から盲人用郵便は無料である旨の記述が削除され、法律上の明記がなく、今後が危惧される¹⁷⁾ものとなっている。郵政民営化では経営が悪化した場合でも第 3 種、第 4 種郵便物サービスが維持でき、その必要額が明確となる仕組みとして基金が設けられたが、郵政改革では基金は廃止され、日本郵便の経営努力でサービスを継続する¹⁸⁾とされたが、経営が悪化した場合にサービスがどのようになるかは不安要素として残っており、公共図書館の郵送サービスの動向に大きく関わる点である。

5. 宅配サービスと障がい者サービス

宅配サービスは「希望する資料を図書館が直接届けるサービス。直接来館することが困難な利用者を対象とする。」¹⁹⁾ここでは公共図書館の障がい者サービスにおける宅配サービスの内容や課題等について考察する。

5.1 宅配サービスの名称について

郵便制度を使用した図書館サービスはいろいろとあるが、郵政民営化に伴う提供サービスや名称

等の変更で、以前のサービスとの違いはわかりにくいのではないだろうか。日本図書館協会発行の『障害者サービス』における「宅配サービス」の説明には次のように書かれている。

宅配サービスは、家庭配本、自宅配本など呼ばれることもあるが、必ずしも家庭に限定せず、来館が困難な利用者個人の手に資料を届けるサービスをいう。したがって、通所訓練施設が宅配の場所になったり、病院がその場所になることもある²⁰⁾。

この説明から宅配サービスはその名称が様々であり、「家庭配本」や「自宅配本」などの名称がつけられている場合があることがわかった。この点を参考にとすると、1963年（昭和38年）4月に山口県秋芳町立図書館でテープ図書作成と家庭配本を実施²¹⁾したことから、1960年代から日本の公共図書館では宅配サービス実施の萌芽がみえる。また通所訓練施設や病院などへの宅配は、現在での「団体貸出」に通じるものと考えられ、その実施形態は自動車文庫や移動図書館などにも通じるのではないかと考える。広範囲に多くの利用者へ資料を届けるという発想は、1956年（昭和31年）3月20日の徳島県立図書館で点字図書分室運営委員会の会議にて「利用の普及を図るために、昭和31年度に移動自動車を利用して県下各地の盲人へのサービスを徹底することを決める。」²²⁾という点からもわかるように、日本の公共図書館の中では、早くから“資料を届ける”という視点が重視されていたことがわかる。

また1960年（昭和35年）にIFLA(International Federation of Library Associations and Institutions：国際図書館連盟)の病院図書館委員会において、病院図書館を作るように促進すべきであるという意見が出され²³⁾、1962年（昭和37年）10月7日に名古屋市立大学病院に、名古屋国際婦人クラブ(ILC)によって、入院患者をサービス対象とした「愛の図書室」ができる²⁴⁾動きが見られる。病院などの施設においても図書館の存在が注目されており、移動図書館などの考え方と共に資料を利用者の手に届けるという宅配サービスの原型がここに感じられる。

5.2 宅配サービスの課題

郵送サービスと共に宅配サービスは図書館資料の配送を担う大きな役割を持っている。しかし宅配サービスは郵送サービスとは違い、図書館から直接届けることを念頭に考えられている。また近年は民間事業者による宅配便事業も盛んである点も考えておく必要があるだろう。日本郵政が行う郵便業務以外の業務である宅配便事業などについては、民間事業者とのイコールフットイング(equal footing：競争条件の公平性)が保たれるのかという点が求められるが、民間事業者から問題視されていた道路交通法等の法令適用や納税義務等の不平等は郵政民営化によりなくなっており、郵政改革においても引き続き同じ仕組み²⁵⁾とされ、日本郵政へのつながりが見られる。こうした郵政改革などの動きや民間事業者の動向等、時代と共に変化する社会の中で公共図書館の活動について幅広く捉える必要があるだろう。また今後は宅配サービスについて如何に宣伝、広報していくかも課題であると考ええる。この点については「社会福祉協議会と協力してチラシを配布したり、市役所の福祉関連部署でのチラシ配布、街づくり団体へのチラシ配布」²⁶⁾など印刷媒体での宣伝が行われているが、様々な広報手段を取り入れて利用者の開拓を進めてほしい。

6. さいごに

今日の公共図書館では様々な図書館サービスが展開されている。利用対象者も図書館に来館できるだけでなく、来館が困難な人という視点もあり、潜在的なニーズについても考えられている。こうした動きのなかで障がいをもつ人たちへ資料を提供する障がい者サービスの役割は大きい。その中で図書館資料を希望する利用者に届けるサービスは情報保障の意義も持つ。本稿では郵便サービスと宅配サービスを中心に見てきたが、この2つのサービスは資料を届ける点では同種のサービスと言えらるだろうが、その制度やボランティアとの関わりなどを捉えるとその違いは大きい。郵便制度という視点から今後どのように資料の配送費用を考えていくのかは図書館経営にも関わる。また宅配サービスはその配達業務において、どのように継続して配達人員を確保していくのが安定したサービスの確立につながる焦点となる。

郵送及び宅配サービスは今後ますます期待が高まるサービスと考えられるだけに、課題や問題点等についてはこれからも考察を重ねていきたい。

注

- 1) 調布市立図書館『数字で見る図書館活動：概要と統計』平成26年度版、p.52「録音図書 貸出タイトル数の推移」より「テープ図書・雑誌」・「DAISY 図書・雑誌」の数値のみ抜粋し作成。
- 2) 大阪市立中央図書館「障がい者サービスのホームページ「郵送による貸出サービス」
https://www.oml.city.osaka.lg.jp/?page_id=454#_1494 [2018年9月9日確認]を基に作成。
- 3) 調布市立図書館「ハンディキャップサービスのホームページ「サービス案内」
<https://www.lib.city.chofu.tokyo.jp/contents?1&pid=91> [2018年9月9日確認]を基に作成。
- 4) 「当社」とは日本郵便株式会社のこと。以下同様。

引用文献

- 1) 大阪市立中央図書館「障がい者サービス」
http://www.oml.city.osaka.lg.jp/index.php?page_id=129
[2018年9月9日確認]
- 2) 大阪市立中央図書館「障がい者サービス」の「利用案内 1.ようこそ図書館へ」
http://www.oml.city.osaka.lg.jp/?page_id=454
[2018年9月9日確認]
- 3) 大阪市立中央図書館「障がい者サービス」の「利用案内 2.サービスをうけるには」
http://www.oml.city.osaka.lg.jp/?page_id=454
[2018年9月9日確認]
- 4) 町田景子、返田玲子「調布市立図書館のハンディキャップサービス」『図書館界』64(1), 2012.5, p.44.
- 5) 前掲論文、p.44-45.
- 6) 前掲論文、p.48.
- 7) 前掲論文、p.48.
- 8) 日本郵便株式会社『ゆうパック・ゆうパケット・ゆうメールご利用案内』p.27.
https://www.post.japanpost.jp/img/service/youth_pack/goriyou_annai.pdf
[確認：2018年9月9日]
- 9) 前掲書、p.27.
- 10) 中山 愛理「公共図書館における郵送・宅配サービスの動向」(CA1897)『カレントアウェアネス』No.332, 2017.6.20,
<http://current.ndl.go.jp/ca1897>
[確認：2018年9月8日]
- 11) 渡辺 勲「日本における図書館の障害者サービス年表」所収：河村宏編『図書館と国際障害者年：情報へのアクセスの平等を求めて：1981-1990』1982, 日本図書館協会(発行), p.110.
- 12) 日本図書館情報学会用語辞典編集委員会編「郵送貸出」『図書館情報学用語辞典の解説』『コトバンク』2013,
<https://kotobank.jp/word/%E9%83%B5%E9%80%81%E8%B2%B8%E5%87%BA-1703891#E5.9B.B3.E6.9B.B8.E9.A4.A8.E6.83.85.E5.A0.B1.E5.AD.A6.E7.94.A8.E8.AA.9E.E8.BE.9E.E5.85.B8>
[確認：2018年9月9日]

- 13) 日本郵便株式会社「第四種郵便物」『第三種・第四種郵便物』
https://www.post.japanpost.jp/service/standard/three_four/
 [確認：2018年9月9日]
- 14) 総務省「郵便法 第27条（第四種郵便物）二」『電子政府の総合窓口：e-Gov』2015,
http://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=322AC0000000165#111
 [確認：2018年9月9日]
- 15) 前掲書、「郵便法 第27条（第四種郵便物）三」
- 16) 平凡社編「第4種郵便物」『百科事典マイペディア』『コトバンク』2009,
<https://kotobank.jp/word/%E7%AC%AC4%E7%A8%AE%E9%83%B5%E4%BE%BF%E7%89%A9-849309%E7.99.BE.E7.A7.91.E4.BA.8B.E5.85.B8.E3.83.9E.E3.82.A4.E3.83.9A.E3.83.87.E3.82.A3.E3.82.A2>
 [確認：2018年9月9日]
- 17) 図書館用語辞典編集委員会編「郵送貸出」『最新 図書館用語大辞典』柏書房, 2004, p.546.
- 18) 郵政改革研究会「郵政改革でも第3種、第4種郵便物は提供されるのか」『郵政民営化と郵政改革：経済と調和のとれた、地域のための郵便局を』2011, 一般社団法人 金融財政事情研究会(発行), きんざい (販売), p.62.
- 19) 図書館用語辞典編集委員会編「宅配サービス」『最新 図書館用語大辞典』柏書房, 2004, p.307.
- 20) 日本図書館協会 障害者サービス委員会編「3.2.1 宅配サービス」『図書館員選書・12 障害者サービス』日本図書館協会, 1996, p.69.
- 21) 渡辺、前掲書、p.112.
- 22) 渡辺、前掲書、p.110.
- 23) 渡辺、前掲書、p.111.
- 24) 渡辺、前掲書、p.112.
- 25) 郵政改革研究会、前掲書、p.63.
- 26) 町田、返田、前掲論文、p.48.

参考文献

- ・大阪市立中央図書館「障がい者サービス」
http://www.oml.city.osaka.lg.jp/index.php?page_id=129
 [2018年9月9日確認]
- ・佐藤 聖一『1からわかる図書館の障害者サービス：誰もが使える図書館を目指して』学文社, 2015.
- ・鈴木 崇文 (ほか)「公共図書館における障害者サービスの動向と現状：名古屋市図書館の事例」『情報の科学と技術』59(8), 2009, 8, p.403-410.
- ・総務省「郵便法 第27条（第四種郵便物）二、三」『電子政府の総合窓口：e-Gov』2015,
http://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=322AC0000000165#111
 [確認：2018年9月9日]
- ・調布市立図書館「ハンディキャップサービス サービス案内」
<https://www.lib.city.chofu.tokyo.jp/contents?1&pid=91>
 [2018年9月9日確認]
- ・図書館用語辞典編集委員会編『最新 図書館用語大辞典』柏書房, 2004, p.307, p.546.
- ・中山 愛理「公共図書館における郵送・宅配サービスの動向」(CA1897)『カレントアウェアネス』No.332, 2017.6.20.
<http://current.ndl.go.jp/ca1897>
 [確認：2018年9月8日]
- ・日本図書館協会 障害者サービス委員会編『図書館員選書・12 障害者サービス』日本図書館協会, 1996, p.67-116.
- ・日本図書館情報学会用語辞典編集委員会編「郵送貸出」『図書館情報学用語辞典の解説』『コトバンク』2013,
<https://kotobank.jp/word/%E9%83%B5%E9%80%81%E8%B2%B8%E5%87%BA-1703891%E5.9B.B3.E6.9B.B8.E9.A4.A8.E6.83.85.E5.A0.B1.E5.AD.A6.E7.94.A8.E8.AA.9E.E8.BE.9E.E5.85.B8>
 [確認：2018年9月9日]
- ・日本郵便株式会社「第四種郵便物」『第三種・第四種郵便物』
<https://www.post.japanpost.jp/service/standar>

d/three_four/

[確認：2018年9月9日]

- ・日本郵便株式会社『ゆうパック・ゆうパケット・ゆうメールご利用案内』 p.27.

https://www.post.japanpost.jp/img/service/yuu_pack/goriyou_annai.pdf

[確認：2018年9月9日]

- ・平凡社編「第4種郵便物」『百科事典マイペディア』『コトバンク』 2009,

<https://kotobank.jp/word/%E7%AC%AC4%E7%A8%AE%E9%83%B5%E4%BE%BF%E7%89%A9-849309%E7.99.BE.E7.A7.91.E4.BA.8B.E5.85.B8.E3.83.9E.E3.82.A4.E3.83.9A.E3.83.87.E3.82.A3.E3.82.A2>

[確認：2018年9月9日]

- ・町田景子 返田玲子「調布市立図書館のハンディキャップサービス」『図書館界』 64(1), 2012.5, p.44-50.
- ・郵政改革研究会『郵政民営化と郵政改革：経済と調和のとれた、地域のための郵便局を』2011, 一般社団法人 金融財政事情研究会(発行), きんざい (販売), p.59-66.
- ・渡辺 勲「日本における図書館の障害者サービス年表」所収：河村宏編『図書館と国際障害者年：情報へのアクセスの平等を求めて：1981-1990』1982, 日本図書館協会(発行), p.106-127.

[受理：2018年9月23日]